

# 諸塚村国土強靱化地域計画 概要版

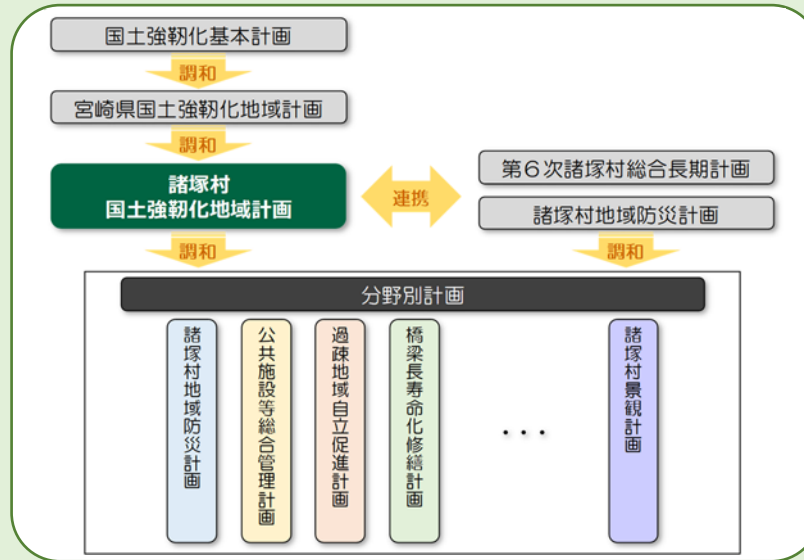
## 1 計画策定の趣旨、計画の位置付け(p1~2)

### 計画策定の趣旨

- 国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月施行・公布）に基づき、平成 26 年 6 月に国が「国土強靱化基本計画」を、平成 28 年 12 月に宮崎県が「宮崎県国土強靱化地域計画」を策定した。
- 本村においても、大規模自然災害に備え、地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進する指針として、「諸塚村国土強靱化地域計画」を策定した。

### 計画の位置付け

- 本計画は、本村の他の計画における国土強靱化に係る指針とする。
- なお、本計画は施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて概ね 5 年ごとに見直すこととする。



## 2 計画の基本的な考え方(p3~5)

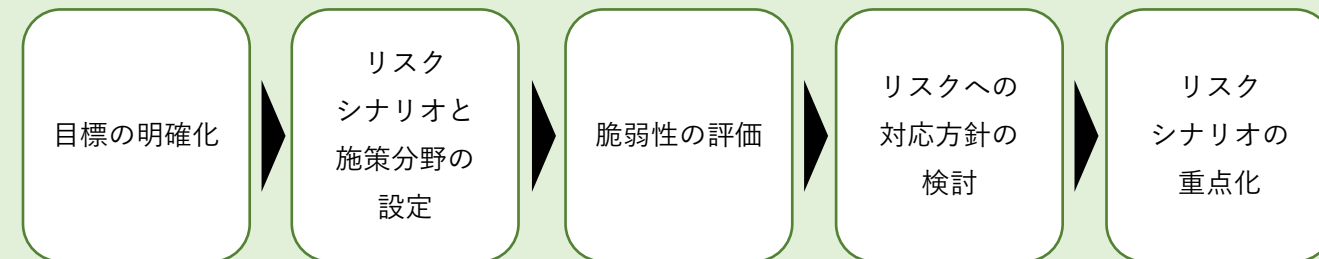
### 基本目標

- 地域強靱化を推進するにあたり、国・県の計画と調和を図り、次の 4 つの目標を設定した。

- ◆人命の保護が最大限図られること ◆本村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ◆本村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ◆迅速な復旧復興

### 基本的な進め方

- 計画の策定は以下の流れで実施した。



## 3 諸塚村の概要(p6~8)

### 諸塚村の概況

- 国土強靱化に関連性の高い地域特性として、諸塚村の地勢、気候、人口、災害リスク等を整理した。

## 4 脆弱性評価および対応方針(p10~53)

### 対象とする災害

- 本計画では、本村における影響の大きさ等を踏まえ、大規模自然災害全般を対象とした。

### 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

- 国・県における目標と調和を図り、次の 8 つの事前に備えるべき目標を設定し、目標ごとに回避すべき 28 のリスクシナリオを設定した。（設定したリスクシナリオは次頁参照）

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 施策分野

- 実効性の向上及び担当課の明確化という観点から、個別施策分野及び横断的分野を設定した。

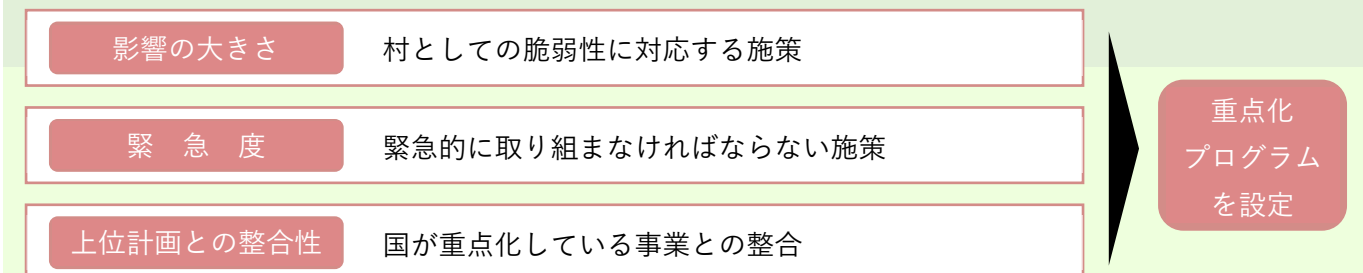
### 対応方針のとりまとめ

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオ及び横断的分野の項目ごとに、地域強靱化に向けて必要な取り組みを検討し、対応方針としてとりまとめた。また、計画的な施策の進捗を促進するために、数値目標（KPI）を設定した。

## 5 重点化プログラム(p54~55)

### 重点化プログラムの設定

- 次の 3 つの観点から重点的に取り組むべき 13 のプログラムを設定した。



## 6 計画の推進(p56)

- 本計画は、PDCA サイクルの繰り返しにより取り組みを推進する。また、本計画で示された指針に基づき、他計画等においても、必要に応じて見直しを検討し、本計画との整合性を図っていくこととする。

◆リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策

8つの事前に備えるべき目標		28のリスクシナリオ		主な対応施策	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震対策の推進／公共施設の耐震化・長寿命化 等	計7項目
		1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防施設整備・管理／火災予防意識高揚／組織の充実と即応能力強化	計3項目
		1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生	地域自主防災組織強化事業／避難情報の的確な発令 等	計6項目
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	急傾斜地崩壊対策事業等・治山事業／住民の防災意識啓発 等	計6項目
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	諸塚光ネット通信の活用／防災行政無線の活用 等	計11項目
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	受応援体制の構築／災害時の応援協定の締結 等	計6項目
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	村道の道路改良及び橋梁点検等／林道の改良及び橋梁点検等 等	計10項目
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	DMATやEMMIS等の派遣要請の体制整備 等	計4項目
		2-4	観光客等を含む帰宅困難者の発生	旅行者等への防災対策／食料・飲料水等の備蓄体制の構築 等	計3項目
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	救急体制強化／医療体制の構築／2次3次救急医療施設との連携 等	計12項目
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	合併浄化槽の設置促進及び維持管理／自衛防疫の徹底 等	計8項目
		2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	避難所における生活環境の改善／避難所外避難者対策 等	計6項目
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	災害対応防災組織整備／非常用電源の確保 等	計7項目
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	電力事業者における災害対策／情報伝達手段の確保・多様化 等	計4項目
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）	諸塚村HPの充実／地域イントラネットの整備 等	計8項目
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	国道の改良促進／緊急輸送道路等の早期啓開体制整備／無電柱化	計3項目
		5-2	食糧等の安定供給の停滞	農業基盤整備・規模拡大・生産システム構築／施設資材の整備 等	計5項目
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止	バイオマス／発電事業／無電柱化／非常用電源の確保	計4項目
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止	簡易水道及び下水道施設等の耐震化・長寿命化対策	計1項目
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	合併浄化槽の設置促進及び維持管理／既設公共下水道施設の維持管理 等	計3項目
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	道路維持管理体制の整備／農道の改良及び橋梁点検等 等	計7項目
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う建物や森林等の大規模火災の発生	消防施設整備・管理／組織の充実と即応能力強化／住民の防災意識の啓発	計3項目
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃	耕作放棄地対策／長伐期林、複層林、除間伐の推進／複合経営の推進 等	計8項目
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域によるごみ処理・最終処分場の検討／災害廃棄物処理 等	計3項目
		8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築／受応援体制の構築 等	計3項目
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	有形・無形文化財の保護と継承／応急仮設住宅供給体制の充実 等	計3項目
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れ	地形を踏まえた土地利用／地籍調査	計2項目
		8-5	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	被災者台帳の整備促進／罹災証明交付体制の確立 等	計4項目

※重複する項目もあり